

令和2年度 事業計画

公益財団法人西成労働福祉センター（以下「センター」という。）は、昭和36年（1961）年8月に発生した第1次釜ヶ崎事件を契機として、昭和37年（1962）9月に労働省より法人設立の認可と無料職業紹介事業の許可を受け、官民一体となって10月から業務を開始した。

以来、あいりん地域における労働者の雇用の安定・福祉の向上を図るため、就労機会の確保、就労支援などに努めてきた。

旧あいりん労働福祉センターの閉鎖に伴い、平成31年3月より仮事務所に移転し、4月より早朝5時からの職業紹介を窓口で開始した。これまで事業所と労働者間で行なわれてきた相対求人について、労働条件明示を事業所側に一層促すこと、大型モニターや紹介票による労働条件の明示を図るとともに、当日の求人情報を就労支援システムで一元化するなどセンターの介在を強め、労働者が円滑に安心して就労できるよう取り組んでいる。

昨今の求人数は、消費税増税等の影響もあり減少傾向にあるが、早朝窓口には、この地域での求職に不慣れな比較的若い労働者の利用も徐々に増えつつある。あいりん地域では、日々雇用だけでなく、短時間就労や建設業にとどまらない安定的な就労など、労働者のニーズは多様化しており、地域の関係機関と連携して、高年齢者、若年の不安定就労層、生活困窮者に対する幅広いニーズに対応し、誰もが「再チャレンジ可能なまち」の職業紹介所をめざし、労働者が安定した生活を送れるよう寄り添いつつ、就労支援を行なっている。

令和2年度は、次のような取り組みを重点的に推進していく。

1 幅広いニーズに対応した職業紹介と雇用条件改善に向けた取り組み

円滑な職業紹介の実施を目指して、求人申込み・求人受理を徹底し、分かりやすい労働条件明示を図り、相談に来所する方から日々センターを介さず求職活動を行なってきた方へ「利用者カード」発行の対象を広げ、「就労支援システム」を活用し、事業所ニーズと労働者ニーズを結びつけることで、センターの介在を強化し適格者紹介の充実を図る。

多様化するニーズに対応するため、地域の求職者ニーズに沿った求人開拓を強化する。また登録事業所へは、「魅力ある職場づくり」に向けた取り組みとして、雇用管理改善を通じて、「（就労版）再チャレンジ可能なまちづくり」を目指す。

2 労働者支援の取り組みの充実と地域連携の強化

「利用者カード」の活用をベースに「就労支援システム」により労働者のニーズを把握し、相談者にあった就労支援を行なう。

来所者の抱える様々な課題やニーズに応えるため、また対象者の窓口誘導のため、地域関係機関と連携を強め、協働を進めていく。

また、労働者が安心して就労できるよう、労働条件違反や労災について相談を強化し、防止のための普及・啓発、事業所への協力依頼の取り組みを進める。さらに、安定的雇用に向けたステップアップのための資格取得や職種転換講習の促進、就労後のアフターフォローを充実させる。

3 発信力を高め、まちの就労支援の拠点に

広報紙「センターだより」・ホームページなどに加え、仮事務所の利点を活かして、大型モニターなどを活用し、求人情報や労働者に役立つ案内、より最新の情報等の発信に取り組む。ホームページは、当日の求人情報を閲覧できるようリニューアルを行ない、施設内のフリーWi-Fi環境を整えている。

《公益目的事業》

I 厚生労働大臣の許可を得て行なう無料の職業紹介事業

建設労働者等の需給調整機能の一端を担うセンターとして、地域求職者の雇用環境の向上にむけ、事業所の登録や事業所からの適切な求人申込みにもとづき、受理した全ての求人を「大型モニター」や窓口掲示を通じて労働条件を明示し、就労のマッチングを図っている。

求職者に対しては、丁寧に求人内容を説明し、職歴や資格・希望職種などのニーズ把握を行ない、求職者に寄り添った継続的・包括的に相談を進め、適格者紹介を一層推進する。

また、複合的な生活課題を抱えている就労困難者への支援も必要となっており、日雇就労から段階的に就労自立を目指すアプローチ就労も進める。

求人の適正化については、現在の仮事務所東側に設けられる駐車スペースの空き情報提供等の公平な求人場所の提供に向けた取り組みを行ない、職業紹介の円滑化を図る。また、あいりん地域においては、建設業等の日雇就労だけでなく、警備業・清掃業・介護業・運輸業・倉庫業に関わる就労、1日2～3時間程度の短時間就労、週1～3日程度の就労など、求職者の働き方も多様化しているため、地域の求職者ニーズに沿った多様な職種の求人開拓を行ない、その求人の広報を分かりやすい用語を用いて発信、積極的な広報活動に努める。

地域において「魅力ある職場づくり」を図るため、雇用管理改善等の取り組みを通して「(就労版)再チャレンジ可能なまちづくり」を目指し、今年度の就職率80%を目標とする。

1 職業紹介

(1) 早朝の現金求人（現金払いの日々雇用）

① 早朝窓口紹介による現金求人

仮事務所において、早朝5時から業務を開始し、大型モニターや窓口掲示での労働条件明示とともに、求職者のニーズを聞き取りながら「就労支援システム」を通し、センターの介在を強化することで「紹介票」の発行につなげている。また、早朝現金求人への広報に努めた結果、早朝窓口を利用する求人事業所や求職者の来所が増えてきたところである。

令和2年度においては、求人事業所への協力や求職者への広報を一層強化し、早朝現金求人へのセンター介在をより強め、適格者紹介の充実を図る。

② 相対方式による直接募集求人の労働条件明示支援

地域の早朝の現金数は、前年度より1万人減の26万人になる見込みである。

求職者が、労働条件の把握をスムーズに行なえるよう事業所に対し、センター登録と求人申込みの促進を行なっている。求人の受理を行なった事業所には、求人票（控）の交付を行なっている。また、求人票（控）の縮小版が求職者の手元に行き渡るように求人事業所への交付を行なう。

求人事業所への求人募集支援として、希望する求人事業所へは、求人票（控）A3版の交付も併せて行ない、労働条件明示支援を行なう。

早朝の現金求人では、求人受理要件等を満たしていない求人事業所には引き続き粘り強く指導を行なう。

早朝の現金求人 1ヶ月平均 21,660人、年間延 260,000人

(2) 窓口紹介による契約求人（30日以内の雇用）

地域の契約求人は、前年度と同数の136,000人となる見込みである。

仮事務所において、早朝6時30分から8時15分までと10時20分から16時まで、窓口契約求人を「大型モニター」と窓口に掲示し、求職者の就労機会の拡大を図っている。

また、事業所の特色、求人内容、事業所までの経路等を求職者へ分かりやすく説明していることや事務所内で求人担当者と求職者との面接場所を設けている点等を求人事業所に説明することで、適格紹介の理解を求め窓口利用の集約を図る。

契約求人も求人受理要件等を満たしていない求人事業所には、引き続き粘り強く指導し窓口利用を促進する。

契約求人 1ヶ月平均延 11,330人、年間延 136,000人

(3) 窓口紹介による現金求人

窓口に来所する求職者からの現金求人への要望が強いことから、今後も事業所訪問・求人開拓を通じて、新たな求人の拡大を図る。また紹介者の就労実績を把握し、「就労支援システム」を通じて、事業所のニーズに応じた適格者紹介を行なっていく。

窓口求人 1ヶ月平均 75人、年間延 900人

(4) 窓口紹介による一般求人（30日を超える長期の雇用）

職種転換や短時間就労など求職者のニーズに応えるため、紹介窓口前に一般求人専用のモニターを設置し、幅広く求人内容の掲示を行なう。今後も、求人の選択の幅を広げながら求人の拡大を図るとともに、求職者に対し職歴や資格などの聞き取り、求職相談を充実し、安定就労先へのマッチングを図っていく。

窓口求人 1ヶ月平均 100人、年間 1,200人

(5) 高齢者職業紹介

55歳以上の労働者ニーズに沿った求人開拓に努め、一人一人に寄り添った求職相談、就労支援を行なう。

また、高齢者特別清掃事業(特掃)は、就労機会が減少し、生活に困窮している55歳以上の地域日雇労働者からの申込みを受け、登録制の輪番紹介を行なう。

① 高齢者窓口紹介

地域高齢求職者が求めている求人は、建設・土木の日々雇用にとどまらない。令和2年度も引き続き、高齢求職者自身の体力や経済状況など、それぞれの能力や状況にあった紹介を行なう。

また、センターを介さず就労してきた地域高齢求職者に対して新たに「利用者カード」を発行することで、現役で稼働可能な高齢求職者への関与を強め、よりの確な紹介を推進する。

契約紹介 1ヶ月平均 166人、年間延 2,000人

一般紹介 1ヶ月平均 1人、年間延 12人

② 「高齢者特別清掃事業（特掃）」等の輪番紹介

就労機会の確保が難しくなる高齢日雇求職者を対象とした特掃の登録者に、毎日、就労場所（仮センター駐車場作業員・旧センター周辺清掃・地域外清掃・道路清掃・市有地）別に輪番紹介を行なう。

また、早朝時間帯の就労となる仮センター駐車場作業員(早朝)及び旧センター周辺清掃(早朝・午前)については令和元年度同様に、前日紹介として毎日の輪番紹介を行なう。

令和2年度は一人当たり月平均7回の紹介を行なう。

紹介整理票（カード）発行 年間 1,300人

輪番紹介 1ヶ月平均 5,210人、年間延 62,500人

(6) 「求職者」の開拓、「求人情報」等の提供

あいりん地域で求職活動を行なっている求職者に対して、地域の支援団体などと連携を図り情報収集を行なう。更に、センターで作成した窓口求人一覧表、窓口紹介の流れ等のチラシの掲示を支援団体に依頼する事や分かりやすい用語を用いホームページ等で積極的に広報を行なうなど、より広範囲に情報を提供する。さらに、求職者開拓を強化するため、地域の各支援団体や生活困窮者自立支援法にもとづく事業実施窓口とも連携を深め、求職相談と求職者に寄り添った適格者紹介の拡大を図っていく。

2 求職相談

(1) 一般求職相談

令和2年度は、積み上げてきた「利用者カード」と新しい「就労支援システム」の活用に加え、センターを介さず就労してきた求職者及びセンター技能講習資格取得者を利用者として取り込むことで、より広範囲の求職者の求職相談を行なっていく。

求職相談 1ヶ月平均 430人、年間 5,200人

(2) 高年齢求職相談

高年齢労働者は、就労意欲があるものの加齢に伴う身体の不調など、本人の能力に応じた求人が減少する。高齢者特別清掃事業の申込者を含め、本人の状況をしっかり聞き取り、相談者のニーズにあった多様な求人の分野で就労し活躍ができるよう支援する。

また、高齢者特別清掃事業の新規申込者のうち、「利用者カード」未所持者に対しては「利用者カード」の作成を行なうことで、高齢者特別清掃事業以外の就労についてより踏み込んだ求職相談を可能にしていく。

職業相談 1ヶ月平均 150件、年間延 1,800件
相談記録 年間延 50件

3 仮事務所の駐車位置を中心に求人事業所の指導及び就労経路の正常化促進

仮事務所の駐車場及びその周辺で求人募集している事業所に対し公平な駐車スペースの提供や求人受理の適正化を図る等の事業所への指導をさらに強化していき、労働者が安心して就労機会を得られるよう円滑に適正な職業紹介を行なっていく。

仮事務所を利用する事業所に対しては、職業紹介の円滑化に加えて、待合場所を「有効にマッチングできる場」として利用してもらえるような働きかけを実施する。

また、主に駐車場周辺で募集活動を行なう事業所に対しては、適正な駐車場の利用と募集活動を指導するとともに、地域で日雇求人の募集要件を満たさない未登録事業所などには、助言や登録指導などを行なったうえで求人数の把握を行なう。

また労働条件の違反などが判明した事業所には、問題解決にむけて対応を図り、適切な労働契約を締結するよう促していく。また、訪問・電話・文書を通じて事業実態を把握し、労働者に確かな事業所情報が提供できるよう求人内容の確認を行なうことで整理し、また事業所の特徴やアピールポイントなどの情報も把握し、求人開拓やマッチングに向けての活用を図る。

事業所等の指導 1ヶ月平均 520件、年間 6,200件

(1) 事業所指導

① 事業所懇談会

登録事業所に対し、時宜的に業界や行政が取り組んでいる法律や仕組みの改正などからタイムリーなテーマを選定し、外部から招いた講師が必要ことやメリットの啓発、周知等を講演形式で行ない、また各事業所と行政機関の意見交換も実施することで労働環境の改善を図るため、年1回事業所懇談会を開催する。

② 事業所座談会

現金求人・契約求人・一般（常用）求人と募集形態の異なる事業所など、より絞り込んだ事業所の参加を募ることができるテーマを選定し、センターと参加事業所との意見交換と参加事業所同士の意見交換による「横のつながり」の強化、及び新たな事業所情報の把握や求人内容の確認により人材不足の解消に役立てるため、年4回を目途に事業所座談会を開催する。

③ 雇用管理改善の促進

小・中規模の登録事業所を対象に、人材の確保や確保した人材が継続的に働ける環境を整えてもらうための労働条件の改善や福利厚生面の充実、助成金の活用等を目的にその専門職である社会保険労務士と事業所訪問を行ない指導する。

④ 登録事業所への調査

地域労働者を雇用している事業所へ、電話・FAXなどで実態調査を行ない、事業状況や求人動向・宿舍の状況・雇用労働者数・求人状況などを聞き取る。調査内容については、分析を行ない、今後の雇用環境の変化を把握し、求人確保に役立てる。

⑤ 労働・社会保険の適用、建設業退職金共済制度等への加入状況の把握、促進と指導

求人事業所には、円滑な求人受理をすすめるために日雇雇用保険の更新について確認を徹底する。併せて関係機関と連携し、文書送付や事業所訪問を活用して健康保険日雇特例の適用促進を図る。

また建設労働者の退職金制度として作られた建退共の加入状況の把握を行なう。

これらを通じて、労働条件違反がある事業所に対する助言や指導を行なう。

⑥ 「求人の受理」の適正化

「求人の受理」において、「求人担当者と事業所との雇用関係の明確化」等の適正化を図るため、求人担当者には「求人担当者カード」の交付を行なう。

(2) 就労正常化の促進

① 就労正常化促進特別指導

毎日早朝5時からの業務開始に伴い、仮事務所での駐車位置及びその周辺において「労働条件の明示」や「適正な労働契約の締結」などを図るため、就労あっせんの正常化を促進する取り組みを行なう。特に駐車位置周辺で募集活動を行なう事業所に対しては、窓口求人の利用を促進する。地域で日雇求人の募集要件を満たさない未登録事業所などには、助言や登録指導などを行なったうえで求人数の把握を行なう。

また、月に1回～2回は上記の他に重点項目を設定し、求人動向や賃金額の把握などを含め、適切な指導を行なう。

1ヶ月平均 300件、年間 3,600件

② 求人事業所調査

仮事務所での駐車位置において、早朝の時間帯を除いた時間に、適正な求人活動を促すため指導を行なう。更に、週に2回、「求人事業所調査指導日」を設定し、駐車位置及びその周辺の指導を行なう。指導は、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」に基づく募集方法、窓口求人利用促進や求人時期に応じた事業所への指導等とする。また、日雇求人の募集要件を満たさない等の事業所が判明した場合、直ちに事業所指導を行なう。

1ヶ月平均 300件、年間 3,600件

4 就労機会の確保のための求人開拓事業

労働者ニーズの多様化に伴う様々な業種の求人事業所の確保や近年求人実績がない事業所への求人の掘り起こしを行なうよう努めている。

とりわけ、技能資格取得者、建設業以外の産業への職種転換希望者、建設業未経験者の受け入れ先の求人開拓を行なっている。

紹介窓口来所者や技能講習受講者、総合支援の相談者はもちろんのこと、大阪市のサービスハブ事業受託事業者や三徳寮からの誘導による求職者など地域の関係機関からのニーズにもマッチした求人開拓を実施するため、下記を重点項目とし、人材を確保したい事業所側のニーズと就労の機会を増やしたい労働者側のニーズに沿った開拓を強化する。

- a 日雇労働者等技能講習事業修了者や総合相談及び求職相談を受けた者の安定的雇用を受け入れできる事業所への求人開拓を行なう。
- b 建設産業以外の産業へ就労を希望する労働者に対して（日雇労働者等技能講習事業の受講者を含む）、警備・介護・清掃・倉庫等の関連事業所へ幅広く求人開拓を行なう。
 - ① 高齢者で短時間・短日数の雇用を希望する者が就労可能な事業所への求人開拓の強化を図る。
 - ② 軽作業、地域から近場、携帯電話などの連絡手段が不要等を希望する求職者に対応できる事業所への求人開拓の強化を図る。
- c 建設業の就労経験の未熟な労働者に対して、現金就労の雇用も含め、受け入れ可能な事業所への求人開拓を行なう。
- d 早朝5時からの現金窓口求人が出せる事業所の開拓（掘り起こし含む）と前日に翌朝の現金窓口求人を出してくれる協力事業所の開拓を行なう。

1ヶ月平均 17事業所、年間 200事業所

(1) 新規開拓

従来からの就労先の確保に加え、新たに地域に職を求める労働者や総合支援を必要とする労働者の就労機会を確保するため、人材を確保したい事業所側のニーズと就労の機会を増やしたい労働者側のニーズのマッチングが求められている。

そのため、ハローワークの求人情報をはじめ、各種求人情報誌・新聞広告・インターネットでの求人情報など、あらゆる媒体から情報収集を行ない、訪問や求人勧奨パンフレットの送付により各ニーズに沿った新規事業所への求人開拓を行なう。

日雇登録 年間 3件
一般登録 年間 12件

(2) 雇用勧奨

① 雇用勧奨

近年求人実績のない事業所や、地域から日雇労働者を雇用している事業所に対しセンターに求人申込を促し、訪問や文書などにより地域の求職者の雇用勧奨を行なう。

一般求人を受理した事業所や、新規求人開拓で登録を行なった事業所に対して、継続して雇用勧奨を行なう。

1ヶ月平均 690件、年間 8,300件

② 高年齢者雇用勧奨

高年齢求職者向けの雇用を確保するため、登録事業所及び短時間就労可能な求人や、清掃業・警備業等の高齢者向きの職種の事業所に対し、求人開拓・雇用勧奨を行なう。

1ヶ月平均 90件、年間 1,080件

II 就労に関する相談及び支援事業

地域労働者の置かれている雇用環境は依然として厳しく、ホームレス化などの生活基盤の脆弱化を防ぐため、「個別的・継続的・包括的」支援を実施する必要があり、労働・労災相談、医療・生活身上相談、労働者援護など、就労支援の一層の充実を図る。

令和2年度は、日々寄場を利用している方や総合支援来所者に「利用者カード」を発行し、労働者ニーズの把握を引き続き強化する。

また、複合的な生活課題を抱える就労困難者への支援を行なうため、職業紹介・求人開拓機能と連携し、より効果的な事業展開を目指す。

あわせて、関係機関や地域の支援団体との連携を深め、相談者への就労支援を充実させる。

1 賃金等労働条件に関する相談

令和2年度は、令和元年度と同程度の相談数を見込む。特に、初回相談・相談終結時の対応力の向上に努め、ケース検討を通じて相談能力の向上を図る。

また、法令違反の疑いや相談が多い事業所には、紹介課と連携して事業所指導・訪問を行なうなど、問題の解決に取り組む。

さらに、大阪労働局との連絡調整会議を通じて、関係法令への理解を深め、困難な相談ケースの解決に努める。

また、労働基準監督署の訪問を通じて、労働・労災相談や労災休業補償給付立替貸付事業についての理解を得て、円滑な業務の運営を図る。

新規労働相談	1ヶ月平均	13件、年間	150件
継続労働相談	1ヶ月平均	15件、年間	180件

2 労災相談及び労災休業補償立替貸付事業

労働者が労働災害に遭った場合、その相談に応じ休業期間中の生活の安定を図るため、休業補償給付の立替貸付を行なう。

また、立替貸付期間中に生活上の問題点を聴き取り、労災治癒後に安定した就労・生活が送れるよう、必要な支援を行なう。

現場の安全対策の不備と労働者の知識・経験不足とがあいまって、重大事故・重症化に結びつく傾向が続いている。

令和2年度は、令和元年度と同程度の相談数を見込む。特に、初回相談の対応力向上に努め、ケース検討を通じて就労復帰に向けた相談能力の向上を図る。

また、作中に負傷した場合、現場責任者に必ず報告し病院を受診するよう啓発を行なう。若年層が多い技能講習受講者をターゲットにして「知っておこう労災保険」のリーフレットを配布し、注意喚起を行なう。

事業所訪問時には、センターの労災相談及び労災休業補償立替貸付事業について情報提供し、利用勧奨を行なう。

新規相談	1ヶ月平均	4件、年間	50件
継続相談等	1ヶ月平均	240件、年間	2,900件

3 医療相談、生活身上相談、労働者援護

健康上の理由や一時的な生活困窮で就労の機会を逸していたり、より安定的な雇用を求めている労働者などに対して、職業紹介・求人開拓機能と連携を図り就労に結びつくよう支援に取り組む。

(1) 医療相談

① 医療相談

治療が必要な労働者には、(社福)大阪社会医療センターへ診療依頼を行なう。軽度の場合、労働者の求めに応じて傷テープ・軟膏を配付する。

簡易措置	1ヶ月平均	3,500件、年間	42,000件
診療依頼	1ヶ月平均	175件、年間	2,100件
他機関案内・救急車	1ヶ月平均	125件、年間	1,500件

② 健康管理の推進

高血圧の労働者に対して、健康管理の啓発を行なう。とくに、就労開始前には自主的な血圧測定を薦める。

1ヶ月平均	2,500件、年間	30,000件
-------	-----------	---------

(2) 生活身上相談

① 総合受付による支援

令和2年度は、事業案内を引き続き作成し、簡易宿所及び関係機関の協力を得て、地域労働者に広く周知することにより、何らかの困難に直面した際にセンターへ来所できるよう誘導する。

また、就労・生活相談を強化し、就労支援につなげるための状況把握を進め、相談者との信頼関係の構築に努め、「利用者カード」の発行を行なう。令和2年2月末現在の発行状況は531枚となっており、平成24年3月からの累計は5,559枚となっている。

相談者に対しては、課・係間の連携を図り、個別的・継続的・包括的支援を行なう。あわせて、関係機関や地域の支援団体との連携を一層推進する。

そのため、「地域連携窓口」を設置し、他機関連携窓口担当を定め周知する。

総合受付利用者カード発行	1ヶ月平均	42枚、年間	500枚
新規支援	1ヶ月平均	6件、年間	70件
継続支援	1ヶ月平均	33件、年間	400件

② その他の生活身上相談

日雇雇用保険制度の適正化、社会保険制度の加入促進に関わる動向、とりわけ事業所や労働者が抱える問題などに注視し、労働者保護の観点から対応力の向上を図る。

ア. 戸籍・住民登録等事務手続きの相談

現場への入場・日雇労働被保険者手帳の取得や銀行口座の開設などのために、住民登録などが必要な労働者の相談・事務手続き援助を行なう。

1ヶ月平均	40件、年間	480件
-------	--------	------

イ. 就労・生活の安定のため、雇用保険（日雇労働被保険者手帳）の普及・啓発、取得援助を含めた就労相談を行なう。

1ヶ月平均	250件、年間	3,000件
-------	---------	--------

ウ. 労働力の維持・回復のため、健康保険証の取得にともなう相談を行なう。

1ヶ月平均	40件、年間	480件
-------	--------	------

エ. 退職後の生活安定のため、建設業退職金共済手帳の相談・取得のための取り次ぎ援助を行なう。

1ヶ月平均	7件、年間	80件
-------	-------	-----

オ. 各種免許証・技能講習修了証を紛失した労働者の再発行相談と手続き援助を行ない、就労機会の拡大を図る。

1ヶ月平均 50件、年間 600件

カ. 住居の安定を求める相談

1ヶ月平均 50件、年間 600件

キ. 尋ね人、落とし物、所得証明等に関する相談

1ヶ月平均 33件、年間 400件

(3) 労働者援助

生活困窮状態にある者を就労へ結びつけるため、多様な労働者援助を行なう。

① 短期宿泊援助

就労の意志を有し、就労機会の確保又は労働力の回復が期待できる労働者に対して、大阪自彊館の協力を得て、必要な宿泊援助を行なう。

また、大阪府簡易宿所生活衛生同業組合・サポーターズハウス連絡協議会からの協力を得て、無料宿泊提供を行なう。

大阪自彊館三徳寮 1ヶ月平均 83件、年間 1,000件
無料宿泊紹介 1ヶ月平均 13件、年間 160件
(簡宿・サポ協)

② 生活就労援助

賃金・労災書類等の受取りや交通費・食事代などで困っている労働者に必要最低限の援助を行なう。

1ヶ月平均 4件、年間 48件

③ 労働者疾病予防援助

住居が確保できないため一時的に生活に困窮している労働者に、必要最低限の生活用品などの援助を行なう。

1ヶ月平均 100件、年間 1,200件

Ⅲ 技能講習に関する事業

地域労働者は、不安定な就労や労働条件によって生活困難な状況に陥り、資格取得の機会さえ得られないことが少なくない。

このため、技能資格の取得を促進し、就労機会の拡大を図ることを目的に、平成5年度から技能資格取得促進事業を行なってきた。平成13年度からは、厚生労働省の日雇労働者等技能講習事業を受託し、建設機械をはじめとした広範な技能講習を実施してきた。

平成19年度からは、企画競争型の方式となり、平成26年度まで続けて受託してきた。

平成27年度からは、新たに一般競争入札型の方式が導入されることになり、より効果的・効率的な事業運営が求められることとなった。

近年、現場での安全対策の強化に伴い、資格証の提示・提出が義務づけられ、資格取得へのニーズはさらに高まっている。また、地域からは技能講習事業が就労自立支援策として期待されている。受講の利便性の高い財団施設内で見学可能な講習の実施や、受講相談の増加を図るため、広報・啓発を強化している。さらに、仕事の都合で平日に受講申込が困難な希望者のために、月1回土曜日受付を行なっている。

令和2年度は厚生労働省に提出した技術提案書にもとづき、受講者を安定的雇用に導くため、「信頼関係を構築する受講相談」「求職相談によるアフターフォローの充実」「就労継続・定着に向けた総合支援」「関係機関と連携した就労先の開拓」「地域ニーズに対応した講習」のコンセプトを実現し、円滑な事業の運営を図る。

スキルアップ型講習及び職種転換・常用就職型講習で、計画数460名の達成を目指す。

1 スキルアップ・安定的雇用をめざした講習

受講希望者の多くは、建設現場などで働きながら資格を取り、経験を重ね有技能者へと成長していく。また、現場では、単一職種における職人としての能力・資格にとどまらず、幅広い作業に対応できる多能工が求められている。

就労に結びつく効果的な技能講習の取得を支援することにより、技術や安全意識などを高め、就職・就業率の向上を図る。

また、受講者の中には製造・運輸業などで資格を活かして安定的雇用を希望する者も多いため、受講者一人一人に寄り添った支援を図る。

(1) 建設業務関係技能講習（※②は2コース）

- | | |
|---------------------|---------------------|
| a 車両系建設機械運転（整地他用）② | b 車両系建設機械運転（解体用） |
| c 車両系建設機械運転（基礎工所用） | d 締固め用建設機械 |
| e 不整地運搬車 | f ショベルローダー等 |
| g 足場の組立て等特別教育 | h 玉掛け |
| i ガス溶接 | j 足場の組立て等作業主任者 |
| k 地山の掘削・土止め支保工作業主任者 | l 型枠支保工の組立て作業主任者 |
| m 建築物等の鉄骨の組立て作業主任者 | n 木造建築物の組立て等作業主任者 |
| o 有機溶剤作業主任者 | p 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 |
| q コンクリート解体等作業主任者 | r 石綿作業主任者 |
| s 職長・安全衛生責任者 | t 石綿使用建築物等解体等業務特別教育 |
| u アーク溶接特別教育 | v 研削砥石特別教育 |
| w 振動工具安全衛生教育 | x 電気取扱（低電圧600V以下） |
| y 丸のこ等取扱作業従事者安全衛生教育 | z 粉じん作業特別教育 |
| イ ダイオキシン類ばく露防止特別教育 | ロ 巻上げ機運転特別教育 |
| ハ ロープ高所作業特別教育 | |

二 フルハーネス型墜落防止用器具安全带特別教育
ホ はい作業主任者（新規）

3 2 科目 年間 2 6 0 人

(2) 運輸業、製造業関係等技能講習<建設業務にも有効>（※ ②は2コース）

- | | |
|---------------|-----------------|
| a フォークリフト運転 ② | b 高所作業車 ② |
| c 小型移動式クレーン ② | d クレーン（荷重5 t未満） |
| e 床上操作式クレーン | |

8 科目 年間 1 0 0 人

2 職種転換・安定的雇用をめざした講習

受講者の中には、日雇から脱却し安定的雇用を希望する者や、高齢により体力的に就労可能な職種に転職したいと考えている者も少なくない。

令和2年度は、建設業での就労が困難な高齢者が就労の機会を確保するため、講習計画数2割以上のサービス産業系講習科目を設定する。介護、清掃、造園、運送、パソコン等、サービス産業系13科目93名の受講をめざす。

(1) 自動車運転免許職種転換講習

自動車運転免許については、職種を問わず必要とされるものであり、旅客運送業、倉庫・陸上運送業、被介護者等の搬送など、安定的雇用をめざす者に対して実施する。

受講希望者には、積極的な就職活動やそれに伴う困難を共有しながら、問題の解決を図り、免許取得後の就職先を内定できるよう支援する。

- | | |
|---------------|---------------|
| a 大型自動車運転免許 | b 大型特殊自動車運転免許 |
| c けん引自動車運転免許 | d 大型二種自動車運転免許 |
| e 普通二種自動車運転免許 | |

5 科目 年間 8 人

(2) 介護業務関係職種転換講習

① 介護業務体験講習

「介護業務に興味があり、実際の現場を知りたい」「受講する前に現場を体験し、適性があるか判断したい」などの声に応え、体験講習を実施し介護職員初任者研修へ誘導する。

年間 3 人

② 介護職員初任者研修

近年、介護などの福祉分野の雇用が注目され、地域労働者にもヘルパーや施設介護などへの希望が高まっている。

体験講習修了者を対象に、介護業務の関心度や修了後の介護業務への関わり方などを細かく聞き取り、長期間にわたる受講中の生活手段の相談等、きめ細かなフォローを重ねる。

年間 2 人

③ 全身性障がい者ガイドヘルパー養成研修

介護職員初任者研修修了者を対象に、就職活動を一層有利に進め、より幅広い福祉分野での就労が可能となる支援を図る。

年間 1 人

(3) 造園・林業・清掃関係職種転換講習

① チェーンソー（伐木）・刈払機（草刈）作業従事者講習

造園・林業に不可欠な資格であり、公共工事や農業、ゴルフ場、公園清掃など様々な現場

においても幅広く使用されている。資格取得により就労機会を広げ、将来の就労イメージを育てていく。

刈払機講習とチェーンソーの1日目（学科のみ）の講習を財団施設内で実施することにより、受講者の利便を図るとともに、講習事業のPRにつなげる。

2科目 年間 30人

② チェーンソー・伐木特別教育追加講習

伐木等の作業に関する教育内容が変更され（平成31年2月14日公布、令和2年8月1日施行）、修了者であっても新たに追加講習を受けなければ、施行日以降に業務につくことが出来なくなる。

そのため、対象となる資格所持者に対して、教育内容更新の周知を図り、新規科目として実施する。

年間 7人

(4) 機械の習熟を図る講習

技能講習の修了証を所持しているが、現場経験が浅く資格を活かしていない者や習熟度を一層高めることにより安定的雇用を希望する者を対象に実施している。

受講者からは「機械の操縦に自信がついた」「就職意欲が高まり、安定的雇用をめざしたい」との声が寄せられている。

① 建設機械等習熟コース

年間 2人

② フォークリフト等習熟コース

年間 2人

(5) 清掃業務体験講習

高齢になり建設での就労継続が困難になった労働者を対象に実施しており、令和元年度の受講者19名の内9名が安定的雇用へとつながった。

財団施設内で講習を行なうことで受講者の就労意欲を高め、見学者を受講へ結びつける。

年間 20人

(6) ベッドメイキング講習

ホテルの客室清掃には、ベッドメイキングが必須である。受講者の利便を図るため、座学は財団施設内で実施し、実技は簡易宿所生活衛生同業組合の協力により地域内にあるホテルの客室を借り上げ、実際のホテル清掃現場に近い環境で実施する。

清掃業務体験講習と合わせて受講する事により、より一層清掃業への就労意欲を高める。

年間 10人

(7) パソコン講座

パソコン操作技能を身につけ、カウンセリングの受講をセットにすることで、履歴書や職務経歴書の作成を支援し、就職活動・面接を少しでも有利に（心構えや自信を含め）進めることをめざす。

また、介護業務や清掃業務、建設業での職長クラスで業務日報や報告書の作成を求められた時などを想定し、苦手意識の克服を図る。

講習は、初級及び中級に分け、受講者のレベルにあったコースを開設する。

年間 15人

(うち初級 10人、中級 5人)

3 適切な講習受講・就労に誘導するための取り組み

「受講相談」「カウンセリング」「紹介窓口・求職相談への誘導」「就労支援ナビゲーター」と

の連携を、技能と就労に関わる総合サポート体制と位置づけ実施する。

また、課・係間の連携を図り個別的・継続的・包括的な支援を行ない、関係機関や地域の支援団体とも連携し、受講者の安定的雇用をめざす。

(1) 受講相談

単なる要件確認の場ではなく、受講者との信頼関係を築く重要な場となっており、その後の継続した就労支援の成否を握る鍵となっている。

相談者の職業経験や職業能力、希望する職業や雇用形態、就労や生活状況、安定的雇用への意向等を勘案し、適性に応じたスキルアップ、職種転換・常用就職型講習の各メニューを提示し、適切な受講科目を薦める。

受講修了後のアンケートを通じて、安定的雇用への意欲の喚起や資格が活かせていないと回答した者へのフォロー、就職者が職場に定着できるようアフターフォローを実施する。

受講相談 1ヶ月平均 95件、年間 1,150件

(2) カウンセリングの実施

自己分析や自己理解を通じて講習や就労意欲の向上につなげるため、カウンセラーによる支援を行なっている。

スキルアップ型講習の受講者に対しては希望に応じて実施、職種転換・常用就職型講習の受講者に対してはレポートの提出と併せて就労意欲の向上のため受講するよう誘導し、きめ細やかなフォローを行なう。

安定的雇用を目指す者を対象に、履歴書・職務経歴書の書き方、面接マナー、求職活動の方法などについて、就職活動講習会を実施する。

平成27年度より、カウンセラー資格を有するコーディネーターを配置し、常時対応することが可能となり、的確かつ効果的な技能講習の誘導や、安定的雇用に向けた支援を行なっている。

カウンセリングを実施したケースについてスーパーバイザー・カウンセラー・職員でケース検討を行ない、相談者の理解を深め支援に役立てる。

カウンセリング 年間 160件

(3) 紹介事業との連携

令和2年度は、技能講習受講修了者のフォローアップとして、紹介課と連携し求職相談に誘導する。就労機会の拡大のため、受講者の状況に応じた職業紹介を行なう。

受講者から希望する職種を聞き取り、(社)大阪府建団連や地域関係機関と連携した求人開拓を行ない、安定的雇用につなぐ選択肢の充実を図る。

年間 100件

(4) 就労支援ナビゲーターとの連携

平成25年8月から、ハローワークの就労支援ナビゲーターへ誘導している。

平成28年9月より、選考説明会でハローワークの求人票閲覧コーナーを設け、就労支援ナビゲーターが来所し、常用就職希望者に対し就職相談を実施している。あわせて、就職相談後に就労支援ナビゲーターと職員が情報共有することを定例化し、就労支援の質の向上に取り組んでいる。

令和元年度においては、利用件数が65件を超え、その内8名が安定的雇用に結びついた。

令和2年度は、ナビゲーターの受講後のフォローアップとして、ハローワークに求職登録を行なうよう引き続き誘導する。

年間 80件

4 効果測定（事業所・受講者ニーズの把握）

（1）受講終了時のアンケートの実施

令和元年度は、267名より回答を受け「役立った」との回答が約91%であった。回答結果は、講習科目設定などが適切であるかの判断材料となった。（令和2年1月末）

令和2年度も引き続き講習実施機関と連携し、「役立った」との回答が90%を上回るよう、受講者のニーズに合った講習科目への誘導を行なう。

（2）就職・就業率の把握

受講修了者のうち、修了した日が属する月の翌月から3ヶ月間に月13日以上就業した日が2月以上ある労働者の割合（就業率）を60%以上に設定し、目標達成を目指す。

また、就職・就業者数を講習科目ごとに整理して報告するとともに、募集人数に対する充足率が50%、就職・就業率が20%を下回る講習については要因分析を行なう。

（3）事業主の人材ニーズと労働者のニーズ調査

次年度以降の講習実施の参考とするため、上半期中にニーズ調査を実施する。

令和元年度は、事業主57件、労働者106件の聴き取りを行ない、下半期の追加講習等の判断材料にした。

事業所調査数	50件
労働者調査数	100件

（4）独自の受講者ニーズの把握

受講修了3ヵ月後に独自アンケートを実施し、受講者が安定的雇用を目指すにあたり、必要となるフォローアップ（「受講相談」「カウンセリング」「紹介窓口・求職相談への誘導」「就労支援ナビゲーター」など）への的確に誘導する。

また、アンケートにもとづき事業の改善に資する意見があれば、企画・立案の参考とする。

IV 広報啓発及び福利厚生事業

あいりん地域における当財団の役割、各事業の一層の推進を図るためには、創意工夫したタイムリーな情報発信が欠かせない。

令和2年度は、ホームページやモニター・掲示板などを活用し、労働者・事業所にわかりやすい魅力的なPRを行ない、広報事業の強化・財団の認知度アップに努める。

1 労働安全啓発及び広報事業

「センターだより」などを通じた労働安全啓発に加え、労災補償制度のパンフレットなどを独自に作成し啓発を行なう。また、日雇雇用保険・健康保険・建退共制度の普及を図り、震災復旧工事や除染作業の事例に対応した労働安全啓発に努める。

加えて、センターで実施している技能講習、総合受付窓口などの周知のため、ポスターなどを作成し、簡易宿所や関係機関・団体などに広く配布する。

さらに、地域の「萩之茶屋文化祭」などに積極的に参加し、財団の認知度アップに努める。

2 センターだよりの発行

求人情報や労働関係の啓発・健康知識などの普及を図るため、広報紙「センターだより」を作成し、労働者・事業所及び簡易宿泊所、関係機関などに配布する。

令和2年度は、財団が取り組む事業案内や、地域労働者の生活に関わる最新情報等をわかりやすく伝えていく。

広報紙 月1回 2,500部

3 労働者べんりちょうの発行

日常の疑問やトラブル解決のための機関案内など、労働者の仕事や生活に役立つ情報を掲載した「労働者べんりちょう」を発行する。また、事業所及び簡易宿所、関係機関などにも配布する。

年1回 6,000部

4 労働安全啓発相談

熱中症、除染作業、アスベストの健康被害など、労働安全の啓発相談を行なう。

とくに、熱中症は命に関わる問題であるため、広報紙やポスターを作成し、労働者・事業所双方に対し啓発をすすめる。

5 労働力再生のための福利厚生事業

(1) 「将棋愛好者のつどい」の開催

地域労働者の相互交流の機会を提供し、就労意欲の維持と回復のため、日本将棋連盟の棋士の指導を受け「将棋愛好者のつどい春の将棋大会～初心者から一般の方まで～」 「将棋愛好者のつどい」を開催する。

年各1回 6月・10月頃実施

(2) 「たそがれコンサート」の開催

地域労働者はもとより、地域住民にも広く親しまれる行事として定着している。

令和2年度も、大阪府立淀川工科高等学校吹奏楽部の協力を得て、萩之茶屋南公園（通称：三角公園）において「たそがれコンサート」を開催する。コンサートの運営等では、関係機関及び団体の協力を得て取り組んでいく。また開催時には、トラブルなどが起こらないよう安全確保に努める。

年1回 9月頃実施

《収益事業等》

I 自動販売機事業

施設利用労働者の福利厚生のため、自動販売機を設置し、飲料等の提供を安価で安心して受けられるように運営を行なう。

また、携帯電話を持たない施設利用労働者のために、公衆電話を設置し、運営する。

自動販売機売上収入 年間 715,000円

公衆電話売上収入 年間 35,000円

II その他事業

仮移転後、周辺地域に混乱が生じることを回避するため、労働施設部分が空きとなった建物の内部・外部に異常がないかを管理する業務を施設所有者から委託を受け実施する。

委託収入 年間 39,390,000円